

○義肢装具士名簿の訂正と免許証書換え申請手続について

手続概要	義肢装具士免許を登録した後、名前等の変更により登録事項に変更が生じたときは、義肢装具士名簿の訂正をしなければなりません。その時に申請する手続きです。
根拠法令	義肢装具士法施行規則第3条・第6条
申請方法	【提出先】 申請書類等は、厚生労働省（下記住所）へ書留で郵送してください。 ※ 免許証送付用封筒（角形2号、切手660円分貼付、宛名宛先記入）を同封すること。 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 （〒100－8916 東京都千代田区霞が関1－2－2）
その他	【手続対象者】 義肢装具士名簿登録事項のうち、本籍地都道府県名（外国籍の方については、その国籍等）や氏名等が変更になった義肢装具士 【提出時期】 変更になった日の翌日から30日以内 【手数料（説明）】 登録免許税（収入印紙）は1,000円です。 【相談窓口】 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係